

振動規制法に基づく特定施設(振動規制法施行令別表第1に掲げる施設)

項番号・施設名	規模等要件	備考
1 金属加工機械		
(イ)液圧プレス	矯正プレスを除く。	騒音規制法の特定施設にも該当
(ロ)機械プレス	全てのもの	呼び加圧能力が294kN以上の場合、騒音規制法の特定施設に該当
(ハ)せん断機	原動機定格出力1kw以上	3.75kw以上の場合、騒音規制法の特定施設にも該当
(ニ)鍛造機	全てのもの	騒音規制法の特定施設にも該当
(ホ)ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力37.5kw以上	全ての規模のものが騒音規制法の特定施設にも該当
2 圧縮機	原動機定格出力7.5kw以上	空気圧縮機として、騒音規制法の特定施設にも該当
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機定格出力7.5kw以上	騒音規制法の特定施設にも該当
4 織機	原動機を用いるもの	騒音規制法の特定施設にも該当
5	(イ)コンクリートブロックマシン	原動機定格出力合計2.95kw以上
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機定格出力合計10kw以上
6 木材加工機械		
(イ)ドラムバーカー	全てのもの	騒音規制法の特定施設にも該当
(ロ)チッパー	原動機定格出力2.2kw以上	2.25kw以上の場合、騒音規制法の特定施設にも該当
7 印刷機械	原動機定格出力2.2kw以上	原動機を用いる全ての規模のものが、騒音規制法の特定施設に該当
8 ゴム錬用又は合成樹脂錬用のロール機	カレンダーロール機以外で、原動機定格出力30kw以上	
9 合成樹脂用射出成形機	全てのもの	騒音規制法の特定施設にも該当
10 鋳型造型機	ジョルト式のもの	騒音規制法の特定施設にも該当